

令和6年度 指名停止事業者一覧

番号	商号又は名称	住 所	指名停止期間	要 綱 適用条項	指名停止理由
1	メーキュー株式会社	名古屋市守山区下志段味三丁目2302番地	自: 令和6年5月27日 至: 令和6年11月26日	第3条第1項及び別表第2第2号(2)	該当事者が、名古屋市が発注する中学校スクールランチ調理等業務の入札において、独占禁止法の規定に違反する行為を行っていたとして、令和6年5月22日に公正取引委員会から、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたことによる。
	株式会社松浦商店	名古屋市中村区椿町5番17号	自: 令和6年5月27日 至: 令和6年8月26日	第3条第1項、第6条第4項及び別表第2第2号(2)	該当事者が、名古屋市が発注する中学校スクールランチ調理等業務の入札において、独占禁止法の規定に違反する行為を行っていたとして、令和6年5月22日に公正取引委員会から、排除措置命令及び課徴金減免制度の適用を受けたことによる。
2	名鉄観光サービス株式会社 中部営業本部	名古屋市中村区名駅南二丁目14番19号	自: 令和6年6月3日 至: 令和6年12月2日	第3条第1項及び別表第2第2号(2)	該当事者が、青森市が発注する新型コロナウイルス感染症患者移送業務の入札において、独占禁止法の規定に違反する行為を行っていたとして、令和6年5月30日に公正取引委員会から、排除措置命令を受けたことによる。
	株式会社JTB 名古屋事業部	名古屋市中村区平池町4-60-12			
	東武トップツアーズ株式会社 名古屋支店	名古屋市中区丸の内2-18-25	自: 令和6年6月3日 至: 令和6年9月2日	第3条第1項、第6条第4項及び別表第2第2号(2)	
	近畿日本ツーリスト株式会社 名古屋法人MICE支店	名古屋市中村区名駅南2-14-19			

令和6年度 指名停止事業者一覧

番号	商号又は名称	住 所	指名停止期間	要 綱 適用条項	指名停止理由
3	アイリスチトセ株式会社 中部支店	名古屋市西区名駅2-27-8	自:令和6年8月5日 至:令和6年9月4日	第3条第1項及び別 表第2第5号(2)イ	該当事者が、北海道札幌市内ほか5件の工事において、建設業法第26条第2項の規定に違反して、監理技術者を配置していなかったとして、令和6年7月26日に宮城県から、建設業法に基づく営業停止処分を受けたことによる。
4	三井住友海上火災保険株式会社 名古屋企業営業第二部	名古屋市中区錦1-2-1	自:令和6年11月1日 至:令和7年4月30日	第3条第1項及び別 表第2第2号(2)	該当事者が、他の損害保険会社と共同して、見積り合わせや入札において、独占禁止法の規定に違反する行為を行っていたとして、令和6年10月31日に公正取引委員会から、排除措置命令を受けたことによる。
	損害保険ジャパン株式会社 名古屋企業営業部	名古屋市中区丸の内3-22-21	自:令和6年11月1日 至:令和7年1月31日	第3条第1項、第6 条第4項及び別表 第2第2号(2)	該当事者が、他の損害保険会社と共同して、見積り合わせや入札において、独占禁止法の規定に違反する行為を行っていたとして、令和6年10月31日に公正取引委員会から、排除措置命令及び課徴金減免制度の適用を受けたことによる。
	東京海上日動火災保険株式会社 愛知公務金融部	名古屋市中区丸の内二丁目20番19号			
5	株式会社佐藤渡辺 中部支店	名古屋市北区天道町3-15	自:令和7年1月28日 至:令和7年9月27日	第3条第1項及び別 表第2第3号(2)	該当事者の石川営業所長が、福島県石川町が発注した複数の道路工事の入札において受注調整を行ったとして、郡山区検察庁に談合罪で略式起訴されたことによる。
6	パナソニックEWエンジニアリング株式会社 中部支店	名古屋市中村区名駅南2-7-55	自:令和7年2月5日 至:令和7年3月4日	第3条第1項及び別 表第2第5号(2)イ	該当事者が、実務経験を充足しない者を営業所の専任技術者として配置していたほか、実務経験を充足しない者を工事現場に主任技術者として配置していたとして、令和7年1月31日に近畿地方整備局から建設業法に基づく営業の停止命令を受けたことによる。
	パナソニック環境エンジニアリング株式会社 中日本支店	名古屋市中村区名駅南2丁目7番55号			
	パナソニック産機システムズ株式会社 中部支店	名古屋市中区丸の内1-17-19			該当事者が、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していたとして、令和7年1月31日に関東地方整備局から建設業法に基づく営業の停止命令を受けたことによる。

令和6年度 指名停止事業者一覧

番号	商号又は名称	住 所	指名停止期間	要 綱 適用条項	指名停止理由
7	株式会社KANSOテクノス 名古屋統括支店	名古屋市東区泉2-27-14	自: 令和7年2月26日 至: 令和7年3月25日	第3条第1項及び別 表第2第5号(2)イ	該当者が、資格要件を満たさない者を主任技術者等として工事現場に配置したとして、令和7年2月4日に近畿地方整備局から建設業法に基づく営業の停止命令を受けたことによる。